

令和6年度 施策評価シート

基本目標	IV	安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	420	地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるしくみをつくる
施策	422	利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る
施策の目標	福祉サービスを必要とする区民の権利が守られ、適切なサービスを受けることができ、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、区民の誰もが自分らしく、住みなれた地域で安心して暮らしています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指 標 名	「必要な福祉サービスが適切に提供されている」と思う区民の割合									
	基準年 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	50.0				60					70
実績	51.2				67.3					

指 標 名	市民後見人受任者数累計									
	基準年 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	25	37	50	55	60	65	70	75	80	85
実績	36	41	49	54	60	69	72	77		

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
地域福祉サービスの質と量に対する区民の関心は、今後ますます高まることが想定される。このため、地域福祉の重要な担い手である社会福祉法人の運営に関する指導監査及び福祉サービス自体に対する第三者機関による評価を着実に実施し、併せて結果を公表することで、福祉サービス事業者の資質向上及び福祉サービス提供の適正化を図る必要がある。 市民後見人養成研修修了者数と市民後見人受任件数は増加傾向にある。引き続き市民後見人の人材育成及びサポートを行うとともに、社会福祉協議会の法人後見事業への人材活用を図る。	R3	34,532
	R4	31,286
	R5	31,719

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
A	社会福祉法人が地域福祉の重要な担い手であることから、引き続き指導監査を通じて育成する必要がある。成年後見人への報酬助成については、対象となるケースが増加しているため、今後も継続する必要がある。

4 今後の施策の運営方針

評価結果	施策の戦略的方向性
○	(1) 優先的に資源投入を図る。
	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。

【上記の判断理由】

今後、成年後見制度等の権利擁護事業は利用度が上がっていくことが想定され、担い手を確保するための各事業はさらに重要となっていく。また、第三者評価の受審費用の助成を通じ、利用者がサービスを選択する際に有用な情報を提供するとともに、サービス向上に向けた事業者の取組を一層促進していくことが必要である。

【今後の具体的な方針】

第三者評価推進事業は、未受審の事業所の受審を促進する。社会福祉法人の指導監査と施設サービス検査を連動させることで、事業効果を高めていく。成年後見制度等の権利擁護事業は利用度が上がっていくことが想定され、担い手を確保するための事業、成年後見人への報酬助成等は、利用しやすいようにさらに周知を行っていく。

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳 出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳 出 総 額 (千円)	目的に対する指標	直近の評価内容
					年度目標値	評価結果
					年度実績値	評価対象年度
1	成年後見制度 区長審判請求経費	13,750	3,405	17,155	75	現状維持
					89	令和5年度
2	市民後見推進事業費	4,372	2,554	6,926	75	現状維持
					77	令和5年度
3	福祉サービス第三者評価 推進事業	12,485	2,554	15,039	39	現状維持
					34	令和5年度
4	社会福祉法人 指導監査等事業	1,112	14,470	15,582	-	現状維持
					-	令和5年度
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

令和6年度 事務事業評価シート

施 策	422	利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る			部内優先順位
事 業 名	成年後見制度区長審判請求経費				1
目 的	親族がいらないなどで、成年後見人等の申立ができない者に対し、区長が申立人となり、その者の権利擁護、生活の安定を図る。				主管課・係（担当）
					厚生課厚生係
					03-5608-1163
対 象 者	(1)本人に配偶者や2親等内の親族がいらない。 (2)本人に配偶者や2親等内の親族がいても申立を拒否している。 (3)本人に配偶者や2親等内の親族がいても本人に対する虐待がある。 (4)本人に配偶者や2親等内の親族がいることを戸籍上確認できるが、連絡がつかない。 ※4親等内親族の存在が明らかな場合においては、その者に対し、本人保護の可否及び親族申立の可能性について確認を必要とする。				
根 拠 法 令	老人福祉法第32条 知的障害者福祉法第23条の3				
関 連 計 画	精神保健及び精神障害者に関する法律第51条の11の2 墨田区成年後見制度における区長の審判請求手続等に関する要綱				
実 施 基 準	法令基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤2
事 業 内 容	認知症高齢者、知的・精神障害者において、本人の状況調査を行い、判断能力が不十分で、成年後見制度が必要と判断し、親族による申立が期待できず、放置できない状態にあるとき、区長が後見等の申立(審判請求手続き)を家庭裁判所に行う。				
経 過	開始年度	平成14年度		終了予定	
	平成12年度 4月1日の民法の一部改正により従来の禁治産・準禁治産制度を改め、成年後見制度が施行 平成14年度 事業開始				
議 会 質 問 の 状 況					
そ の 他 特 記 事 項					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算現額（事業費）		26,125	25,518	25,414	21,156	19,758	19,270
A.決算額（令和6年度は見込み）		17,198	15,740	15,050	13,852	13,750	19,270
財 源	国						
	都						
	その他	16,272	15,067	13,836	12,608	12,595	17,966
一般財源		926	673	1,214	1,244	1,155	1,304
執行率（%）		65.8%	61.7%	59.2%	65.5%	69.6%	100.0%
B.人コスト		9,843	3,529	3,518	3,272	3,405	
総事業決算額（A+B）		27,041	19,269	18,568	17,124	17,155	
予算書P（令和6年度）		P.140-18(1),P.160-5,P.366-3		執行実績報告書P（令和5年度）		P.76-19(1),P.98-5(5)ウ,P.234-3	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
役務費	郵送料及び収入印紙等	1,885	役務費	郵送料及び収入印紙等	2,118	役務費	郵送料及び収入印紙等	1,884
負担金補助及び交付金	被後見人への報酬助成	11,967	負担金補助及び交付金	被後見人への報酬助成	11,632	負担金補助及び交付金	被後見人への報酬助成	17,168

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	報酬費用助成件数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		85	令和7年度	目標	40	45	50	55
				実績	37	49	51	64
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	60	65	70	75	80	85
		実績	58	50	46	46		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	被後見人への費用助成をしていくことが、区長申立件数を安定させる上で重要であるため。目標値は、助成件数が累計されることによる。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	区長申立件数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		75	令和7年度	目標	75	75	75	75
				実績	73	70	67	58
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	75	75	75	75	75	75
		実績	56	63	69	89		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	申立件数が、実際に権利擁護を行った実績の指標として明確であるため。目標値は、各課との連携により、有効的利用が図られるよう取組むものである。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	さまざまな関係機関と連携し、区長申立が必要なケースを把握しながら、現行の事業を着実に実施していく必要がある。

課題・問題点
高齢者等の増加に伴い、関係機関と連携して区長申立が必要なケースの把握に努めていく。

補助金 名 称	成年後見制度区長審判請求に係る報酬費用助成				主管課・係（担当）	
根 拠 法 令	墨田区成年後見制度における区長申立における区長の審判請求手続等及び報酬費用助成に関する要綱				厚生課厚生係	
補 助 概 要	墨田区で区長申立を行った案件のうち、後見報酬の支払いが困難であると認められる者に対し、家庭裁判所が審判を下した後見報酬金額に対して助成する。				03-5608-1163	
目 的	民法の一部改正により、従来の禁治産・準禁治産制度が改められ、新しい成年後見制度が平成12年4月1日から施行された。この制度により、一定の条件下の元で区長が申立を行うことができることとなった。成年後見制度の利用が認められる認知症高齢者に対し、同制度の利用を支援することにより本制度の活用を促進する。					
対 象	墨田区長の審判請求により成年後見制度を利用し、配偶者及び4親等以内の親族以外の者が成年後見人等に選任されている成年被後見人等					
基 準	区独自基準					
補 助 条 件	(1) 生活保護を受けている者 (2) 次に掲げる要件を全て満たす者 ア 住民税が非課税である者 イ 預貯金等の合計額が、100万円以下である者 ウ 現在居住する家屋等の日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない者 (3) その他成年後見人等に対する報酬を負担することが困難であると区長が認める者					
経 過	開始年度	平成21年度		終了予定		
	平成21年4月 後見報酬助成開始 平成27年4月 要綱改正					
議 会 質 問 の 状 況						
そ の 他 特 記 事 項						

予算・決算額推移（千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額（事業費）		23,688	23,256	22,962	18,784	17,688	17,168
決算額（令和6年度は見込み）		15,750	14,003	13,366	12,183	11,868	17,168
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		15,750	14,003	13,366	12,183	11,868	17,168
執行率（％）		66.5%	60.2%	58.2%	64.9%	67.1%	100.0%

補 助 金 の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	報酬費用助成件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		85	令和7年度	目標	40	45	50	55
				実績	37	49	51	64
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	60	65	70	75	80	85
		実績	58	50	46	46		
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		被後見人への費用助成をしていくことが、区長申立件数を安定させる上で重要であるため。 目標値は、助成件数が累計されることによる。						
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	区長申立件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		75	令和7年度	目標	75	75	75	75
				実績	73	70	67	58
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	75	75	75	75	75	75
		実績	56	63	69	89		
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		申立件数が、実際に権利擁護を行った実績の指標として明確であるため。 目標値は、各課との連携により、有効的利用が図られるよう取組むものである。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	さまざまな関係機関と連携し、区長申立が必要なケースを把握しながら、現行の事業を着実に実施していく必要がある。

課題・問題点
高齢者等の増加に伴い、関係機関と連携して区長申立が必要なケースの把握に努めていく。

施 策	422	利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る				部内優先順位
事 業 名	市民後見推進事業費					2
目 的	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会が運営する「すみだ福祉サービス権利擁護センター」に対して市民後見推進事業を委託し、市民後見人の人材育成や成年後見人等に選任された市民後見人のサポート体制を充実させる。					主管課・係（担当）
						厚生課厚生係
						03－5608－1163
対 象 者	判断能力の低下により、成年後見制度を必要とする方					
根 拠 法 令 関 連 計 画	社会福祉法人に対する助成に関する条例					
実 施 基 準	区独自基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤2、委託先：墨田区社会福祉協議会	
事 業 内 容	墨田区社会福祉協議会が運営するすみだ福祉権利擁護センターに市民後見推進事業を委託する。 【委託内容】 (1)市民後見人の養成研修の実施 (2)市民後見推進のための検討会の実施 (3)市民後見人の適正な活動のための支援体制の整備 (4)市民後見人及び候補者等の意見交換会の実施					
経 過	開始年度	平成9年度		終了予定		
	平成22年度に東京都が実施する「社会貢献型後見人を目指すための基礎講習」に参加を希望する区民の推薦を行った。 平成23年度からは、地域特性や具体的なケース事例に特化した社会貢献型後見人を育成するために、区独自事業として「墨田区社会貢献型後見人養成研修」（現在は「墨田区市民後見人養成研修」）を開始した。					
議 会 質 問 の 状 況	[平成29年2定]成年後見制度利用促進基本計画について [平成27年企画総務委員会]成年後見制度について [平成27年4定]市民後見人養成講座について					
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算現額（事業費）		8,033	4,050	4,443	4,368	4,372	5,264
A.決算額（令和6年度は見込み）		7,821	4,050	4,443	4,368	4,372	5,264
財 源	国						
	都	2,726	1,321	1,492	555	555	585
	その他						
一般財源		5,095	2,729	2,951	3,813	3,817	4,679
執行率（%）		97.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
B.人コスト		4,922	2,647	2,639	2,454	2,554	
総事業決算額（A+B）		12,743	6,697	7,082	6,822	6,926	
予算書P（令和6年度）		P.140-18(2)		執行実績報告書P（令和5年度）		P.76-19(2)	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
委託料	市民後見推進事業委託	4,368	委託料	市民後見推進事業委託	4,372	委託料	市民後見推進事業委託	5,264

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	市民後見人養成研修修了者数				単位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		196	令和7年度	目標	46	64	82	100
				実績	56	73	86	99
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	121	136	151	166	181	196
		実績	116	124	145	165		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	市民後見人を養成していくことが、今後成年後見制度及び地域を支える上で重要であると考えため。例年、研修修了者数が10～20人であるため、上記のように目標値を設定する。(令和6年度より隔年実施に変更、※令和6年度は新規応募せず)							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	市民後見人受任者数累計				単位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		85	令和7年度	目標	25	37	50	55
				実績	36	41	49	54
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	60	65	70	75	80	85
		実績	60	69	72	77		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	養成した市民後見人が実際に後見人として活躍することが、成年後見制度及び地域を支える上で重要である。例年、受任件数が5人程度であるため、上記のように目標値を設定する。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	判断力の低下した高齢者や障害者等の権利を守り、利用者のニーズに寄り添った適切なサービスを提供することを目的としている事業で、今後も利用者の増大が見込まれるため、法人後見事業の開始などさらなる体制整備を進めていく必要がある。

課題・問題点
市民後見人養成研修修了者数は増加傾向であるが、実際の受任件数との乖離があるため、令和6年度以降は隔年で養成研修を行う。養成研修を行わない年は、受任調整やフォローアップ研修、市民後見人に関する周知・PRを行っていく。

施 策	422	利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る				部内優先順位	
事 業 名	福祉サービス第三者評価推進事業					3	
目 的	第三者評価機関による評価結果を公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、事業者の福祉サービスの質の向上に向けた取組を促進し、利用者本位のサービス構築を図る。					主管課・係（担当）	
						厚生課指導監査担当	
						5608－1169	
対 象 者	福祉サービス提供事業者						
根 拠 法 令	福祉サービス第三者評価受審費用の助成に関する要綱						
関 連 計 画							
実 施 基 準	区独自基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	・常勤：2名 ・委託先：株式会社ケアシステムズ、有限会社エテルノ		
事 業 内 容	区立施設の評価受審及び民間事業者への評価受審費用助成を行う。 ・区立施設の評価受審 都方針に沿って、原則として3年に1回受審する。 ・民間事業者への評価受審費用助成 助成により受審を促し、制度の定着を図る。 （助成率）経費の1/2助成で30万円を限度 ただし、認知症対応型共同生活介護は、60万円を限度に経費を全額助成						
経 過	開始年度	平成15年度			終了予定		
	東京都は、福祉改革の利用者支援事業の一環として、平成12年度から検討してきた福祉サービス第三者評価システムを平成15年4月から本格実施することとし、平成15年度の重点事業に掲げるとともに、市区町村と連携し、その定着を図ることとした。 これを受けて、区は、平成15年度から本格的に区立施設の評価受審及び民間事業者への受審費用助成を行っている。						
議 会 質 問 の 状 況	平成25年 決特 平成25年 予特 平成26年 決特 平成28年 決特 平成30年 三定 令和 2年 区福委 令和 3年 2月議会	利用者への情報公表 事業者の改善取組 情報公表、評価結果の活用 評価結果の公表 評価項目、評価内容 リスクマネジメント項目の追加 第三者評価の受審状況 第三者評価制度の活用促進					
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) [他区の状況] 23区で実施 [年間スケジュール] ①助成申請(5月～)、②評価受審(5月～2月)、③交付申請(～2月)、④交付請求(3月) [関係部署] 保健衛生担当、子ども・子育て支援部						

予算・決算額推移（単位：千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算現額（事業費）		16,350	7,800	14,700	13,272	13,112	14,920
A.決算額（令和6年度は見込み）		9,402	6,877	13,322	11,463	12,485	14,920
財 源	国						
	都	7,191	5,158	9,450	7,861	8,802	11,060
	その他						
一般財源		2,211	1,719	3,872	3,602	3,683	3,860
執行率（%）		57.5%	88.2%	90.6%	86.4%	95.2%	100.0%
B.人コスト		5,906	3,529	2,639	2,454	2,554	
総事業決算額（A+B）		15,308	10,406	15,961	13,917	15,039	
予算書P（令和6年度）		P.140-19		執行実績報告書P（令和5年度）		P.76-20	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
委託料	第三者評価委託料(区立施設)	6,314	委託料	第三者評価委託料(区立施設)	7,029	委託料	第三者評価委託料(区立施設)	6,820
負担金補助及び交付金	第三者評価補助金(民間施設)	5,149	負担金補助及び交付金	第三者評価補助金(民間施設)	5,456	負担金補助及び交付金	第三者評価補助金(民間施設)	8,100

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	受審経費(区立委託＋民間助成)				単位	千円
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		14,920	R7	目標	17,400	20,680	15,807	16,636
				実績	9,292	12,120	7,809	9,402
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	7,800	14,700	13,272	13,112	14,920	14,920
		実績	6,877	13,322	11,463	12,485		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	より多くの施設において福祉サービス第三者評価が実施される必要があるため、指標は受審経費とした。目標値は、当該年度における予算額とした。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	受審施設数(区立＋民間)				単位	施設数
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		29	R7	目標	42	51	35	37
				実績	28	37	22	28
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	43	43	31	39	29	29
		実績	19	34	27	34		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	より多くの施設において福祉サービス第三者評価が実施される必要があるため、指標が受審施設数とした。目標値は、当該年度における予算編成の根拠数値とした。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	本事業を通じ、事業者の福祉サービスの質の向上に向けた取組を促進させるとともに、区民の福祉サービスの選択に資することができる。

課題・問題点
第三者評価の一層の利用促進に向け、ホームページの充実等により事業者へのPRに努めていく。

補助金名称	福祉サービス第三者評価受審料補助			主管課・係（担当）	
根拠法令	福祉サービス第三者評価受審費用の助成に関する要綱			厚生課指導監査担当	
補助概要	民間の福祉サービス提供事業者が、福祉サービス第三者評価を受審した際の費用の全部又は一部を補助する。			5608-1169	
目的	第三者評価機関による評価結果を公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、事業者の福祉サービスの質の向上に向けた取組を促進し、利用者本位のサービス構築を図る。				
対象	区が定める福祉サービスを提供する墨田区内に事業所を有する事業者				
基準	区独自基準				
補助条件	区が定める福祉サービスを提供する墨田区内に事業所を有する事業者であること。 評価結果の公表に同意すること。				
経過	開始年度	平成15年度		終了予定	
	東京都は、福祉改革の利用者支援事業の一環として、平成１２年度から検討してきた福祉サービス第三者評価システムを平成１５年４月から本格実施することとし、平成１５年度の重点事業に掲げるとともに市区町村と連携しその定着を図ることとした。 これを受けて、区は、平成１５年度から民間事業者への受審費用補助を行っている。				
議会質問の状況	平成25年 決特 平成25年 予特 平成26年 決特 平成28年 決特 平成30年 三定 令和２年 区福委 令和３年 2月議会	利用者への情報公表 事業者の改善取組 情報公表、評価結果の活用 評価結果の公表 評価項目、評価内容 リスクマネジメント項目の追加 第三者評価の受審状況 第三者評価制度の活用促進			
その他特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） 福祉サービス第三者評価の助成事業は、対象事業の内容により各部署で実施している（福祉保健部、保健衛生担当、子ども・子育て支援部）。				

予算・決算額推移（千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額（事業費）		11,400	4,900	6,900	6,300	5,800	8,100
決算額（令和6年度は見込み）		5,324	3,977	5,578	5,149	5,456	8,100
財源	国						
	都	5,152	3,860	5,578	4,704	5,287	7,650
	その他						
一般財源		172	117	0	445	169	450
執行率（％）		46.7%	81.2%	80.8%	81.7%	94.1%	100.0%

補助金の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	受審経費(民間補助)				単位	千円
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		8,100	R7	目標	13,500	13,500	11,400	11,400
				実績	5,728	6,621	3,895	5,324
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	4,900	6,900	6,300	5,800	8,100	8,100
		実績	3,977	5,578	5,149	5,456		
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		より多くの施設において福祉サービス第三者評価が実施される必要があるため、指標は受審経費とした。目標値は、当該年度における予算額とした。						
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	受審施設数(民間)				単位	施設数
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		17	R7	目標	30	30	23	23
				実績	12	16	10	14
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	23	22	17	19	17	17
		実績	10	13	14	15		
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		より多くの施設において福祉サービス第三者評価が実施される必要があるため、指標は受審施設数とした。目標値は、当該年度における予算編成の根拠数値とした。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	本事業を通じ、事業者の福祉サービスの質の向上に向けた取組を促進させるとともに、区民の福祉サービスの選択に資することができる。

課題・問題点
第三者評価の一層の利用促進に向け、ホームページの充実等により事業者へのPRに努めていく。

施 策	策 422	利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る				部内優先順位
事 業 名	社会福祉法人指導監査等事業					4
目 的	法令、通知等に定められた「社会福祉法人として遵守すべき事項」について、法人の運営実態の確認等を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。					主管課・係（担当）
						厚生課指導監査担当
						5608-1169
対 象 者	主たる事務所が区内にある社会福祉法人であって、その行う事業が区の区域を超えないもの					
根 拠 法 令 関 連 計 画	社会福祉法					
実 施 基 準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤2・委託先:CTS監査法人	
事 業 内 容	●指導監査 国の「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」のほか、区が定める「指導監査実施要領」及び「指導監査実施方針」に基づいて所管する社会福祉法人に対し、指導監査を実施する。 ●認可等事務 所管する社会福祉法人からの申請等により、法令及び通知に基づき、法人設立、定款変更等の認可、各種届出の受理、証明等を行う。					
経 過	開始年度	平成25年度			終了予定	
	平成25年度～ 平成29年度～ 平成30年度～ 平成31年度～ 令和3年度～	地域主権改革に伴う権限移譲により、区長を所轄庁とする法人指導監査、認可等の事務を開始 改正社会福祉法の施行に伴う、社会福祉法人制度の改正及び指導監査基準の明確化に対応 障害福祉サービスの実地指導を担当する障害福祉事業者指導係を新設 介護サービスの実地指導を担当する介護事業者指導係を新設 社会福祉法人係、障害福祉事業者指導係、介護事業者指導係を統合し、指導監査担当を新設				
議 会 質 問 の 状 況	[平成29年決特] 社会福祉法人制度改革について					
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) [他区の状況] 平成25年度以降、23区で実施 [例年の年間スケジュール] ①指導監査 4～5月＝実施方針・計画等策定、5～6月＝現況報告書集約、7～2月＝指導監査、3月＝指導監査結果取りまとめ、②認可等事務 通年実施 [関連部署等] 都:福祉局指導監査部、区:子ども・子育て支援部					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算現額（事業費）		4,301	2,194	1,706	1,719	1,424	1,913
A.決算額（令和6年度は見込み）		3,704	1,817	1,402	1,387	1,112	1,913
財 源	国						
	都						
	その他						
一般財源		3,704	1,817	1,402	1,387	1,112	1,913
執行率（%）		86.1%	82.8%	82.2%	80.7%	78.1%	100.0%
B.人コスト		23,624	14,116	14,953	13,904	14,470	
総事業決算額（A+B）		27,328	15,933	16,355	15,291	15,582	
予算書P（令和6年度）		P.141-23		執行実績報告書P（令和5年度）		P.77-24	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報酬	附属機関報酬	0	報酬	附属機関報酬	0	報酬	附属機関報酬	72
報償費	講師・委員謝礼	0	報償費	講師・委員謝礼	0	報償費	講師・委員謝礼	35
旅費	監査・研修等旅費	0	旅費	監査・研修等旅費	0	旅費	監査・研修等旅費	7
需用費	消耗品費等	81	需用費	消耗品費等	107	需用費	消耗品費等	120
役務費	郵送料	16	役務費	郵送料	23	役務費	郵送料	30
委託料	法人監査会計分析等委託料	1,232	委託料	法人監査会計分析等委託料	924	委託料	法人監査会計分析等委託料	1,590
使用料及び賃借料	法人情報管理用のPC等借上	59	使用料及び賃借料	法人情報管理用のPC等借上	59	使用料及び賃借料	法人情報管理用のPC等借上	59

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	社会福祉法人指導監査後の文書指摘(指導監査ガイドライン項目上)指導改善率				単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		100	令和7年度	目標	100	100	100	100
				実績	100	98.9	100	100
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	100	100	100	100	100	100
		実績	98.2	100	100	100		100
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	指導監査におけるガイドライン項目上の文書指摘に対し、法人が「改善の方策及び時期」を明示した改善報告を提出した場合、「適」として受領する。このように文書指摘事項が適正に改善される比率(改善率)を指標に選び、その目標値を100%とすることで、事業効果を最大限に高めていく。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	「必要な福祉サービスが適切に提供されている」区民の割合				単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		70	令和7年度	目標	50			
				実績	51.2			
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	60					70
		実績	67.3					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営を確保することが、福祉サービス提供に関する区民の信頼性を高めることにつながると考えられるため、基本計画、区民アンケートにおける当該データを指標とした。また、高齢化によるニーズの高まりを考慮し、最終目標値を70%に設定した。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	専門事業者を活用しながら、監査水準の維持向上に努める必要がある。

課題・問題点
指導監査ガイドラインにより監査方法が標準化されたことに伴い、文書指摘の根拠を明確に提示して法人の理解を得るとともに、口頭指摘及び助言を行う場合も、法人と指導内容の共有を図ることが必要とされる。専門事業者の活用、各種研修等を通じて、日頃から監査技術の向上に努めていく。